

○栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例

昭和五十年三月十九日

栃木県条例第二号

〔栃木県高等学校定時制課程修学奨励費貸与条例〕をここに公布する。

栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例

(昭五一条例五一・改称)

(目的)

第一条 この条例は、高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒で、経済的理由により修学困難なものに対し修学奨励費を貸与し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。

(昭五一条例五一・一部改正)

(貸与の対象)

第二条 修学奨励費の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 栃木県内の高等学校の定時制課程に在学する者若しくは通信制課程に在学する者又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条第三項に規定する高等学校の通信制課程に在学する者で栃木県内に住所を有するものであること。
- 二 経常的収入を得る職業に就いている者であること。
- 三 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者又はその者を扶養している者の所得が、規則で定める基準に適合するものであること。
- 四 栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)による修学資金その他これに類するものとして規則で定める資金の貸与を受けていない者であること。
- 五 その者が在籍する高等学校において卒業までに修得させるものとして定められた教科・科目を四年以内で履修する学習計画を有する者であつて、年間十八単位(学年別に履修すべき教科・科目ごとの単位数が定められている場合にあつては、その単位数)以上履修する者であること。

(昭五一条例五一・昭五三条例二五・昭五八条例一三・昭六〇条例一六・平一四条例五四・平一六条例二二・平一七条例二八・平一九条例六〇・一部改正)

(貸与の条件)

第三条 修学奨励費の貸与額は、月額一万五千元とする。

2 修学奨励費の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して四年以内とする。

3 修学奨励費は、無利子とする。

(昭五一条例五一・昭五三条例二五・昭五五条例二三・昭六二条例三三・平三条例三〇・平七条例三六・平九条例一八・平一〇条例二七・平一二条例四〇・平一三

条例三三・平一八条例二一・一部改正)

(貸与の申請)

第四条 修学奨励費の貸与を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があつた場合は、知事は、貸与の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(保証人)

第五条 修学奨励費の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

(貸与の打切り又は休止)

第六条 修学奨励費の貸与を受けている者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、貸与を打ち切るものとする。

一 規則で定める場合を除き、第二条第一号から第四号までに定める要件を欠くに至つた場合

二 修学奨励費の貸与を受けることを辞退した場合

三 前二号に定めるもののほか、修学奨励費の貸与の目的を達成する見込みがないと認められる場合

2 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める期間修学奨励費の貸与を休止するものとする。

一 休学した場合

二 高等学校の定時制課程において長期にわたつて欠席した場合

三 高等学校の通信制課程において長期にわたつて添削指導又は面接指導を受けなかつた場合

四 教科・科目の単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかつた場合

(昭五一条例五一・平一七条例二八・一部改正)

(返還債務の免除)

第七条 借受者が高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合、その他これと同等の事由があるものとして規則で定める場合は、修学奨励費の返還の債務を免除する。

2 借受者が死亡し、又は心身障害により貸与を受けた修学奨励費を返還することができなくなつたときは、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(昭五一条例五一・昭五七条例二九・一部改正)

(返還)

第八条 借受者が第六条第一項の規定により貸与を打ち切られたときは、借受者は、貸与を打ち切られた日(第九条の規定により返還債務について履行猶予されている者にあつては、当該猶予の事由がなくなつた日)の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払により修学奨励費を返還しなければならない。ただし、借受者は、いつでも、繰上げ返還をすることができるものとする。

(昭五三条例二五・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第九条 借受者が貸与の期間満了後、引き続き高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する場合は、当該在学期間修学奨励費の返還債務の履行を猶予する。

2 借受者が第六条第一項の規定による貸与を打ち切られた後において次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める期間修学奨励費の返還債務の履行を猶予することができる。

一 高等学校、高等専門学校又は大学に在学する場合 当該在学期間

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認める場合 当該事由が存続する期間(通算して五年を超えることができない。)

(昭五一条例五一・一部改正)

(延滞金)

第十条 借受者が修学奨励費を返還期日までに返還しなかつたときは、知事は、延滞金を徴収するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、その延滞金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年十・九五パーセントの割合で計算した金額に相当する金額とする。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 この条例による修学奨励費は、昭和四十九年四月一日以降に定時制課程の第一学年に入学又は転学した者から貸与する。

附 則(昭和五一年条例第五一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(経過規定)

- 2 改正後の条例第二条の規定にかかわらず、昭和五十四年度までの高等学校の通信制課程に係る修学奨励費の貸与の対象となる者は、昭和五十一年度にあつては一年次の者、昭和五十二年度にあつては二年次以下の者、昭和五十三年度にあつては三年次以下の者、昭和五十四年度にあつては四年次以下の者とする。
- 3 改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年及び第三学年に在学する者、昭和五十二年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年に在学する者、昭和五十三年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(昭和五三年条例第二五号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第二条及び第三条第一項の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十三年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次及び三年次に在学する者、昭和五十四年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、昭和五十五年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(昭和五五年条例第二三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十五年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、昭和五十六年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、昭和五十七年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(昭和五七年条例第二九号)

この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例第二条第五号の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第三三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和六十二年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、昭和六十三年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、昭和六十四年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成三年条例第三〇号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成三年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、平成四年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成五年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第三六号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次

に在学する者、平成八年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成九年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成九年条例第一八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成九年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成九年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、平成十年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成十一年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年条例第二七号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、平成十一年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成十二年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第四〇号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成十二年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十二年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、平成十三年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成十四年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第三三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
- 2 改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度にあつては高等学校の定時制課程の第二学年、第三学年及び第四学年並びに通信制課程の二年次、三年次及び四年次に在学する者、平成十四年度にあつては高等学校の定時制課程の第三学年及び第四学年並びに通信制課程の三年次及び四年次に在学する者、平成十五年度にあつては高等学校の定時制課程の第四学年及び通信制課程の四年次に在学する者に係る修学奨励費の貸与額については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年条例第五四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成十六年度において高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者(次項に規定する者を除く。)に対する第一条の規定による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(以下「改正後の修学奨励費条例」という。)第二条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「栃木県高等学校等修学資金貸与条例」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十四条第一項に規定する第一種学資金、栃木県高等学校等修学資金貸与条例」と、「これ」とあるのは「これら」とする。
- 3 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる学資の貸与を受けている者に対する改正後の修学奨励費条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第二八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第二一号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学し引き続き施行日において在学する者又は施行日の前日において高等学校に在学し施行日以後に高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に転入学

(再入学を含む。)をする者に係る修学奨励費の貸与額については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一九年条例第六〇号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一九年規則第六九号で平成一九年一二月二六日から施行)